



## 記入上の注意

- ① この診断書は、健康管理手当の受給資格の認定について、厚生労働省令で定める障害（※1の欄の障害）を伴う疾病にかかっているかどうかを証明するものであり、当該疾病が原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかである場合は、健康管理手当は支給されません。
- ② 健康管理手当に係る障害は、日常生活において何らかの支障を生ずる程度のものであり、主な対象疾病は、下の表に掲げるものです。
- ③ 複数の疾病がある場合は、全てについて記入することができます。また、疾病名は、日本語・外国語どちらを用いられても差し支えありません。
- ④ ※3の欄には、※2の欄に記入した疾病の状態を最もよく表わしている検査結果を詳しく記入してください。
- ⑤ 検査結果は、概ね診断書作成日前3か月以内のものを御記入ください。
- ⑥ 「基礎代謝・甲状腺機能測定・血糖測定」について、現時点の結果が正常範囲内の場合、過去最も異常であった値（治療開始前の値など）の検査結果も右側の所定の欄に併せて記入してください。
- ⑦ 「組織病理診断」の所見については、「病理報告書」「手術報告書」「紹介状返事」などを添付してください。
- ⑧ 「X線検査」を実施した場合は、その所見を所定の検査欄に図示してください。
- ⑨ 「心電図」の所見は、誘導別等できるだけ具体的に記載してください。（有所見の場合はその心電図の写しを添付してください。）
- ⑩ 「神経機能検査」の所見については、頭部CTまたはMRIの報告書の写しを添付してください。
- ⑪ ※2の欄に記入した疾病について、治療中であればその内容を「治療内容」欄にできるだけ詳細に記入してください。
- ⑫ 「その他特記すべき事項」欄には、次の内容等を記入してください。
  - 検査結果（基礎代謝・甲状腺機能、血糖に係る検査を除く）が正常範囲内の場合、過去最も異常であった値（治療開始前の値など）とその検査年月日
  - 現在の治療の結果、軽快・改善したがなお治療又は経過観察を要する理由
  - 心臓のX線所見、心電図又は理学的検査所見上著変が認められない場合は、自覚症状、他覚的所見（例えば浮腫）など参考になる事項

◆検査項目及び記入事項は下の表を参考にしてください◆

障害の種類・主な対象疾病	検査項目及び記入事項
1 造血機能障害を伴う疾病 再生不良性貧血 (注1)鉄欠乏性貧血 (注2)貧血症 など	① 理学的検査所見 ② 血色素量 ③ 赤血球数 ④ 白血球数 ⑤ 血小板数 ⑥ 網状赤血球 ⑦ 血清鉄 ⑧ 白血球の分類 ⑨ フェリチン ⑩ 治療内容
2 肝臓機能障害を伴う疾病 肝硬変、慢性肝炎 など (アルコール性・ウイルス性のものは除く)	① 理学的検査所見 ② 血清総蛋白 ③ A/G比 ④ アルブミン ⑤ 血小板数 ⑥ 総ビリルビン ⑦ AST (GOT) ⑧ ALT (GPT) ⑨ LDH ⑩ γ-GTP ⑪ HBs抗原 ⑫ HCV抗体 (またはHCV RNA) ⑬ できれば腹部超音波検査所見 ⑭ 治療内容
3 細胞増殖機能障害を伴う疾病 (悪性新生物 など)	① 理学的検査所見 ② 組織病理診断 (病理・手術報告書【写し】、紹介状返事【写し】などの添付要) ③ X線検査所見 ④ 内視鏡検査所見 ⑤ 手術の有無 (手術の期日) ⑥ 血色素量 ⑦ 赤血球数 ⑧ 血小板数 ⑨ 白血球数 ⑩ 白血球の分類 ⑪ 骨髄検査所見 ⑫ 治療内容
4 内分泌腺機能障害を伴う疾病 糖尿病 甲状腺機能低下症 (注2)甲状腺機能亢進症 など	① 理学的検査所見 ② 治療内容 ☆糖尿病の場合 ③ 尿糖 ④ 空腹時血糖 ⑤ 随時血糖 ⑥ HbA1c ⑦ 必要に応じて糖負荷試験、症状の有無 ⑧ できれば眼底検査所見 ☆甲状腺疾患の場合 ③ TSH ④ FreeT <sub>3</sub> ⑤ FreeT <sub>4</sub> ⑥ 抗甲状腺剤等投与の有無
5 脳血管障害を伴う疾病 くも膜下出血、脳出血 脳梗塞 など	① 理学的検査所見 ② 血圧 ③ 神経機能検査所見 ④ 発症の期日 ⑤ 頭部CT又はMRI (報告書【写し】の添付要) ⑥ できれば眼底検査所見 ⑦ 治療内容
6 循環器機能障害を伴う疾病 高血圧性心疾患 慢性虚血性心疾患 など	① 理学的検査所見 ② 血圧 ③ 胸部X線検査所見 (心胸比を含む) ④ 心電図 (検査結果【写し】の添付要) ⑤ 血清検査所見 (総コレステロール、中性脂肪、HDLなど) ⑥ NT-proBNP、BNP ⑦ できれば眼底検査所見 ⑧ 治療内容
7 腎臓機能障害を伴う疾病 ネフローゼ症候群 慢性腎炎、慢性腎不全 慢性糸球体腎炎 など	① 理学的検査所見 ② 尿検査所見 ③ 濃縮試験 ④ 血清検査所見 (総蛋白、A/G比、尿素窒素、クレアチニン、eGFRなど) ⑤ 血圧 ⑥ できればPSP (15分値) ⑦ できれば眼底検査所見 ⑧ 治療内容
8 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病 (注2)白内障 のみ	① 水晶体混濁の有無及び性状 ② 視力 ③ 矯正視力 ④ 治療内容
9 呼吸器機能障害を伴う疾病 肺気腫、慢性間質性肺炎 肺線維症 など	① 理学的検査所見 ② 胸部X線検査所見 ③ 肺活量 ④ 肺活量比 ⑤ 一秒率 ⑥ 治療内容
10 運動器機能障害を伴う疾病 変形性脊椎症 変形性関節症 骨粗しょう症 など	① 理学的検査所見 ② 運動器X線検査所見 (X線所見の図示要) ③ 日常生活における支障の程度 ④ 必要に応じて骨密度 ⑤ 治療内容
11 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病 (注1) 胃潰瘍、十二指腸潰瘍 (癒痕、変形は除く) など	① 理学的検査所見 ② 腹部 (胃・十二指腸) X線検査所見 ③ 内視鏡検査所見 ④ 手術の期日 ⑤ 治療内容

### 支給認定期間の上限について

(注1)の疾病は3年、(注2)の疾病は5年が支給認定期間の上限となります。それ以外の疾病は、病状が固定化しているもの（5年以上の治療を要するもの）は、支給認定期間を終身とし、病状が固定化していないものは、支給認定期間をその疾病の治療を要する期間とします。